

令和4年度から令和6年度までの

飯舘村仮置場復旧等工事

特記仕様書

福島地方環境事務所

第1章 総則

1-1 適用

令和4年度から令和6年度までの飯舘村仮置場復旧等工事（以下「本工事」という。）の実施に当たっては、除染等工事共通仕様書（第12版）（以下「共通仕様書」という。）によるほか、特記事項は、令和4年度から令和6年度までの飯舘村仮置場復旧等工事特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。

1-2 目的

仮置場に保管されていた除染により生じた土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）の中間貯蔵施設等への搬出完了に伴い、仮置場を地権者へ返す（以下「返地」という。）必要が生じている。本工事は、仮置場の返地に当たって仮置場を従前に近い状態に回復するための工事を実施するものである。

1-3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月25日までとする。

1-4 施工場所

本工事の主な施工場所は、相馬郡飯舘村である。詳細は、第2章のとおりである。

1-5 架空線等公衆物損事故防止

工事区域付近を横断している架空線等の前後、建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場又は資材置場の出入り口等には、高さ制限を確認するための安全対策を講ずること。なお、安全対策の詳細については、施工開始前に監督職員の承諾を受けなければならない。

1-6 委託監督員

本工事は、委託監督員を配置する予定である。委託監督員の氏名等が通知された場合は、共通仕様書第1章第1節1-1-11に定める規定によらなければならない。

1-7 監理技術者の兼任

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

1-8 工事を施工しない日

工事請負契約書4の「工事を施工しない日」は、年末年始6日間（12月29日から1月

3日)及び夏季休暇3日間とする。その他の工事を施工しない日と工事を施工しない時間帯については、必要な場合に別に指示する。

1-9 設計図書の変更

公告後に発生する可能性が高いと考えられる次の各号に掲げる場合については、工事請負契約書第19条に規定する「必要があると認めるとき」に該当するものとする。

- (1) 土地等の権利者からの同意の内容に応じて除染等の措置の方法を変更する必要があるが生じた場合(同意が得られず除染等の措置が実施できない場合を含む。)
- (2) 土地等の権利者との立会いで原状回復後用途が変更となった場合。

1-10 総価契約単価合意

- (1) 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。(共通仕様書第1章第1節1-1-6の適用)
- (2) 請負代金内訳書の提出を求める場合、共通仕様書第1章第1節1-1-6(1)及び(2)に係る規定は適用しないものとする。
- (3) 発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。

1-11 設計変更

実施数量及び工法や資材支給等により変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする場合がある。

1-12 その他

- (1) 共通仕様書第1章第1節1-1-1(4)にある④図面については、添付図面によるものとする。
- (2) 本工事の対象となる施工数量は、数量総括表(参考資料)によるものとする。

第2章 仮置場復旧等工事

2-1 施工場所

本工事の施工予定場所は、表2-1、表2-2、表2-3及び位置図(図面番号1)のとおりである。

表 2 - 1 本工事復旧対象仮置場（全て帰還困難区域外）

工区	番号	仮置場名称	面積(ha)	地 目	仮置場復旧工事 完了予定年度
1	1	草野 8	2.49	田	令和 4 年度
	2	関沢 3	8.99	田	同上
	3	伊丹沢 5	1.65	田	同上
	4	伊丹沢 6	2.26	田	同上
	5	伊丹沢 4	3.36	田	令和 5 年度
	6	八木沢・芦原 1	2.87	田	同上
	7	宮内 1	4.89	田	同上
	8	宮内 2	4.77	田	令和 6 年度
	9	宮内 3	2.86	田	同上
	10	宮内 5	1.19	田	同上
	11	宮内 7	2.51	田	同上
	12	関沢 2	2.51	田	同上
2	13	飯樋町 2	3.73	田	令和 4 年度
	14	飯樋町 3	2.17	田	同上
	15	飯樋町 4	0.42	田	同上
	16	前田・八和木 1 1	1.86	田	同上
	17	大久保・外内 3	2.63	田	同上
	18	上飯樋 2	2.52	田	同上
	19	前田・八和木 6	1.74	田	令和 5 年度
3	20	関根・松塚 3	1.27	田	令和 4 年度
	21	伊丹沢 1	2.14	田	同上
	22	伊丹沢 2	2.03	田	令和 5 年度
4	23	前田 4	3.21	田	同上
5	24	佐須 1	4.46	田	令和 6 年度
	25	佐須 2	3.70	田・畑	同上
	26	佐須 3	2.37	田・畑・原野	同上
6	27	比曾 1	8.97	田	令和 5 年度
	28	比曾 3	3.88	田・畑	同上
	29	比曾 4	2.60	田	同上
7	30	前田 5	2.08	田・畑	令和 6 年度
	31	前田 6	3.26	畑	同上

工区	番号	仮置場名称	面積(ha)	地 目	仮置場復旧工事完了予定年度
11	32	佐須 6	1.66	田	令和 6 年度
13	33	大倉 1	1.47	田	令和 5 年度
14	34	大倉 2	2.00	田	同上
15	35	大倉 9	0.63	田	同上
16	36	大倉 4	2.71	田	同上
17	37	大倉 7	0.83	田・畑	同上
	計		104.69		

表 2 - 2 本工事工作物撤去予定のみ仮置場 (全て帰還困難区域外)

工区	番号	仮置場名称	面積(ha)	地 目	備 考
1	1	草野 1	3.84	田	
	2	関沢 1	4.62	田	
2	3	飯樋町 1	2.48	田	
4	4	前田 2	3.41	田	
	5	前田 3	4.00	田	
8	6	八木沢・芦原 2	0.50	田	
	7	八木沢・芦原 4	1.11	田	
9	8	蕨平 1	1.81	田	
	9	蕨平 2	0.92	田	
	10	蕨平 7	1.67	田	
10	11	前田・八和木 5	2.02	田	
12	12	八木沢・芦原 6	1.98	田	
	計		28.36		

表 2 - 3 本工事篩い分け土量搬出元予定仮置場 (全て帰還困難区域外)

工区	番号	仮置場名称	工区	番号	仮置場名称
1	1	関沢 2	9	5	蕨平 5
	2	宮内 1	16	6	大倉 4
4	3	前田 4	18	7	飯館深谷 2
6	4	比曾 3			

2-2 施工手順

- (1) 工事の実施に当たっては、共通仕様書に加えて、環境省がとりまとめている「除染関係ガイドライン平成25年5月第2版（平成30年3月追補）」及び「仮置場等の原状回復に係る現場手順書（第1編～第3編）」を踏まえること。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。
- (2) 仮置場工作物等の撤去後、農地等地盤の沈下、土壌の硬度、暗渠排水設置等に係る調査、地権者意向の確認等を踏まえ、工事の施工手順等（設計図面・数量を含む。）を定めた施工方法検討書（案）を提示する予定である。受注者は、発注者の指示により、施工方法検討書（案）を元に共通仕様書第1章第1節1-1-8に規定する仮置場毎の施工計画書を作成すること。
- (3) 入札公告時点で当初設計図を提示する仮置場は表2-4のとおりとする。
（当初設計図2～8）

表2-4

飯樋町4	伊丹沢1
前田・八和木11	伊丹沢6
大久保・外内3	上飯樋2
関根・松塚3	

- (4) 表2-4以外の仮置場に係る施工方法検討書（案）の作成予定年度は、表2-5のとおりである。

表2-5

作成年度	仮置場名	作成年度	仮置場名	作成年度	仮置場名
令和4年度	草野8	令和4年度	比曾1	令和5年度	佐須2
同上	関沢3	同上	比曾3	同上	佐須3
同上	飯樋町2	同上	比曾4	同上	佐須6
同上	飯樋町3	令和5年度	大倉1	令和6年度	宮内2
同上	伊丹沢5	同上	大倉2	同上	宮内3
同上	伊丹沢2	同上	大倉4	同上	宮内7
同上	伊丹沢4	同上	大倉7	同上	関沢2

同 上	八木沢・芦原 1	同 上	大倉 9	同 上	前田 5
同 上	宮内 1	同 上	前田 4	同 上	前田 6
同 上	前田・八和木 6	同 上	佐須 1	同 上	宮内 5

(5) 工事途中で地権者が現地を確認し、工事内容に意見を述べる場合がある。このような場合は、その対処法について監督職員に報告し、監督職員の指示の下、原状回復の範囲内で工事を実施すること。

(6) 仮置場の原状回復工事終了後、仮置場毎に地権者に工事等の仕上がり確認（以下「立会い」という。）を求めることにしている。受注者は、当該立会いに協力するものとする。

2-3 施工

2-3-1 除草工

除草（集草、撤去は含まない。）については、工事施工前又は工事完了後の地権者立合に支障とならないように、畦畔等の除草を1回計画している（地権者立ち会い時）。地権者意向により回数又は除草範囲に変更が生じた場合は、別途指示する。

2-3-2 仮置場工作物等の撤去

(1) 遮へい土のうの撤去

- ア 遮へい土のうは、監督職員が指示する仮置場で破袋すること。
- イ 遮へい土のうは破袋した後（以下「破袋土量」という。）、整形して破袋土量を計測すること。
- ウ 整形するための法面面積は、参考図（図面番号9の2）を元に算出している。整形場所のほ場形状の相違により参考図と異なる整形を行う必要がある場合は、必要な資料を整えて、監督職員に報告し、監督職員の指示を受けること。
- エ 破袋した後の遮へい土は、飯館深谷1仮置場に運搬すること。変更が生じた場合は、別途指示する。
- オ 破袋した大型土のう袋及び小型土のう袋は、廃棄物として適切に処理すること。
- カ 運搬した遮へい土は、篩い分け(径 20mm 以下とそれを超える分に分離すること。)を行い、安全に保管すること。

(2) 盛土材等の撤去

- ア 仮置場造成時に使用した砂利、碎石、保護層（砂）、盛土材等は、監督職員の指示した仮置場に運搬すること。なお、運搬土量に変更が生じた場合は、必要な資料

を整えて、監督職員に報告し、監督職員の指示を受けること。

イ 盛土材等の撤去に当たっては、農地等現地盤と盛土材等が混ざらないように丁寧に掘削・撤去すること。特に、砂利等の取り残しがないように施工すること。

(3) 地下水監視孔の撤去

ア 地下水監視孔がある場合は、原状回復工事開始前に撤去すること。

イ 地下水監視孔から塩ビ管等を引き抜いた後は、砂、珪砂等で閉塞すること。

ウ 地下水監視孔を破損させた場合は、監督職員に報告し、監督職員の指示の下、その対応策を講ずること。

(4) シート類、付帯設備等の撤去

ア 上部シート、下部シート、保護マット類等のシート類、及びコンクリート殻・アスファルト殻類については、産業廃棄物として適正に処理すること。

イ 仮囲いのパネル材、単管、フェンス等については、再利用を考慮しない撤去とする。撤去材は、監督職員が指示する場所に運搬・仮置きすること。

ウ 仮置場造成時に設置された地表水排水溝等その他の設備については、監督職員の指示の下、適切に処理すること。

2-3-3 仮置場の原状回復

(1) 基盤整地

地表水集水設備、浸出水集水設備等の設置に起因する不陸に対して、田面土量を移動し、田面均平に支障とならないような基盤を整地すること。

(2) 畦畔・溝畔復旧

畦畔・溝畔の復旧に使用する土は、田の土を用いること。

(3) 客土

設計図書に示された客土量を運搬する場合、軟弱地盤においては、沈下する可能性がある。この対処法について、監督職員と協議の上、監督職員の指示を受けること

ア 客土材は、篩い分けされた遮へい土を使用すること。

イ 客土材は、20mm以下の径にふるい分けされた遮へい土を使用すること。

(4) 暗渠排水

ア 受注者は、湧水のある箇所の掘削に当たっては、集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向かって施工すること。

イ 受注者は、工事中、管内に泥水が流入しないように施工すること。

(5) 地力回復材散布

地力の回復は共通仕様書 14.2.3.6 のとおりとする。

地権者意向により上述と異なる散布量となる場合は、別途指示する。

(6) 耕起（2回）

耕起途上で多数の石礫が現れた場合は、監督職員に報告すること。

(7) 石礫除去

ア 石礫除去を石礫破碎工法により行う場合、その出来形管理方法について事前に監督職員と協議した上で、監督職員の指示を受け、適切な石礫除去を行うこと。

イ 石礫除去を石礫破碎工法により行う場合、破碎できない口径の石礫が現れることがある。その場合の対処方法については、事前に監督職員と協議した上で、監督職員の指示を受け、適切な石礫除去を行うこと。

ウ 石礫破碎工法の適用を予定している仮置場は、表 2-6 のとおりである。

表 2 - 6

前田・八和木 1 1	大倉 1	佐須 1
関根・松塚 3	大倉 2	佐須 2
八木沢・芦原 1	大倉 4	佐須 3
前田・八和木 6	大倉 7	佐須 6
	大倉 9	

(8) 地下埋設物

ア 伊丹沢 6 仮置場内には、揚水送水管が埋設されている。当該送水管の埋設位置に関する資料を提供するので、特に、暗渠排水等を設置する場合は、注意すること。

イ 慎重な施工をせずに送水管に損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧すること。

2 - 3 - 4 運搬処理工（廃棄物運搬及び処分費）

工事の施工により発生する下記の建設副産物は、下記の場所に搬入するものとするが、積算上の条件明示であり、処分場を指定するものではない。

なお、条件明示した表 2-7 の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

表 2 - 7

産業廃棄物の種類	施設の名称	所在地	搬入可能時間帯
コンクリート殻 (有筋)	小林建設工業 (有)	南相馬市鹿島区塩崎字 内ノ倉 113-4	8:00~16:30
廃プラスチック類 (シート・フレコン 類以外)	恵和興業(株) 福島工場	福島市荒井北一の坂 3 - 1	8:30~15:00
廃プラスチック類 (シート・フレコン 類)	三栄産業(株)	いわき市常磐下船尾町 杭出作 2 3 - 1 4	8:00~15:00

2 - 3 - 5 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情で、予定した条件によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

表 2 - 8 分別解体等の方法

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2-3-6 モニタリング

(1) 浸出水集水設備

撤去する前に、浸出水監視孔から浸出水を採水し、採取した浸出水の放射性セシウム濃度を測定すること。当該濃度が基準値を満足しない場合は、監督職員に報告し、監督職員の指示の下、その対応策を講ずること。

(2) 地下水監視孔

撤去する前に、地下水監視孔から採水し、採取した地下水の放射性セシウム濃度を測定すること。当該濃度が基準値を満足しない場合は、監督職員に報告し、監督職員の指示の下、その対応策を講ずること。

(3) 工作物及び除去土壌等撤去後の放射線量等測定

ア 工作物及び除去土壌等を撤去した後の仮置場等敷地の空間線量率（地上1m、1cm）及び表土中の表面汚染密度を測定すること。

イ 測定箇所は、除去土壌等を置いていた範囲の中央及び四隅一点ずつを選定することを基本とすること。

ウ 測定の結果、異常な値が観測された場合は、監督職員に報告し、監督職員の指示の下、その対応策を講ずること。

(4) 原状回復後の空間線量率等測定

ア 共通仕様書第4章第1節4-1-2-3に規定されている事後測定を実施すること。

イ 除染済みの仮置場にあつては、原状回復後に地上1mの空間線量率を測定すること。測定点は、当該仮置場の管理時の空間線量率測定場所と同等を基本とする。

ウ 原状回復対象仮置場が未除染か除染済みかは、監督職員が別途指示による。

第3章 施工管理

3-1 出来形管理基準

本工事に用いる規格値は共通仕様書「除染等工事施工管理基準」によるとし、規格値等定めがない工種については、監督職員と協議のうえ決定する。

3-2 立会確認・段階確認・検査

受注者は復旧工事の施工前に施工計画書に施工管理計画及び施工管理担当者を定め管理

を行うこと。着手前、施工途中において不可視部、重要施工箇所等、工事完了後等の確認検査は主任監督員の立会を求め、段階確認検査を受けること。施工状況、規定毎の施工状況等が監督員に確認を求める立会確認検査を受けること。立会頻度は受注者が参照文献を基に施工計画書に立会頻度一覧表を作成し、監督職員と協議のうえ決定し履行すること。

3-3 写真撮影管理基準

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、除染等工事共通仕様書（第12版）「写真管理基準」に定める基準（表3 撮影箇所一覧表、表4 撮影箇所一覧表（出来形管理））により各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。基準等定めがない工種については、監督職員と協議のうえ決定する。

3-4 着手前後の確認及び撮影

受注者は、工事着手前、着手後に工事施工箇所及び範囲、運搬路として使用する道路の状況確認並びに写真撮影を行うこと。また、運搬路等において施工中、損壊箇所等を発見した場合は当該損壊箇所の写真を撮影し速やかに監督職員へ報告、立会を監督職員に求めること。

第4章 その他

4-1 定めなき事項

この特記仕様書に定めなき事項又は本工事の実施に当たり疑義が生じた場合については必要に応じて監督職員と協議するものとする。

4-2 情報共有システム（ASP）の活用

- (1) 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
 - (2) 受発注者は「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン(国土交通省令和3年3月)」に基づいて情報共有システムを活用するものとする。
 - (3) 情報共有システムで取り扱う情報は「機密性1」の範囲までに限定するものであることから、その趣旨を理解し、個人情報等が含まれる情報は取り扱わず、別途、電子メール等により共有を図るものとする。
- (補足) 機密性1：情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性が高い情報を含まない情報。

- (4) 受注者は、本工事で使用する情報共有システムの選定にあたり、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.5.2)」の要件に加え、下記要件を満たすこととし、監督職員の承諾を得なければならない。
- ・環境省ネットワークシステムで利用可能なインターネット用ブラウザ（IE11 または Firefox）にアドイン等を導入することなく利用可能であること。
 - ・情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.2 以上の方法で暗号化されること。
 - ・設定用パスワード等は、初回ログイン時（パスワード再発行時を含む）に初期パスワードを任意のパスワードに変更する機能を有することとし、使用可能なパスワードは8文字以上で英字・数字・記号等を含めたものとする。
- (5) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上 決定する。
- (6) 受注者は、情報共有システムのサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
- ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上 情報共有システムの利用を停止することができる旨
- (7) 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者に関わる費用（登録料・使用料）については、別途協議するものとする。なお、受注者が使用するパソコン、インターネット回線等の利用環境の整備にかかる費用は協議の対象とはしない。
- (8) 情報共有システムを利用することが困難と判断される場合は、監督職員と協議の上 利用の可否を決定する。
- (9) 工事関係書類等について情報共有システムによることが困難と判断される書類については、監督職員と協議の上 利用の可否を決定する。
- (10) 受注者は、情報共有システムおよびその活用結果について、アンケート等の調査を行う場合は協力しなければならない。

4-3 成果物の提出

工事完了に際して、工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図、工事報告書等の図書を成果物として監督職員に提出すること。提出方法・数量は紙媒体が1式、電子媒体

(DVD-R等)が5式とし、電子媒体の様式は別添1のとおりとする。

4-4 個人情報の取り扱い

本工事に関する個人情報については、附記のとおり取り扱うものとする。

4-5 中立性の確保

- (1) 受注者は、環境省が今後発注する、本工事に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ）に係る入札に参加してはならない。
- (2) 受注者は、本工事の全部又は一部を、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の1)又は2)の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
 - 1) 一方の会社が他方の会社と発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省福島地方環境事務所監督職員から通知する。
- (3) 受注者は、本工事に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から受託し、又は請け負ってはならない。なお、本工事に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に環境省監督職員から通知する。
- (4) 受注者は、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係のある者から、本工事に係る人員等を出向・派遣を受けてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間で、次の1)又は2)の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
 - 1) 一方の会社が他方の会社と発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省福島地方環境事務所監督職員から通知する。
- (5) 受注者が前各項に違反した場合、環境省は受注者と締結した本業務に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成に当たっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別図)

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事名称」(正式名称を記載すること。)
- 2) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること。)
- 3) 「発注者名」(正式名称を記載すること。)
- 4) 「受注者名」(正式名称を記載すること。)
- 5) 「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること。)
- 6) 「発注者署名欄」(主任監督職員が署名すること。)
- 7) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は監理技術者が署名すること。)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号：000000000000 枚数/総枚数
工事名称：令和0年度 0000000000工事

令和0年0月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者：環境省福島地方環境事務所
受注者：△△建設株式会社

ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名：○○○○
ウイルス定義：0000年0月0日版
チェック実施日：0000年0月0日
フォーマット形式：ISO9660 (レベル1)

(電子媒体への表記例)

(附記)

個人情報の取扱いについて

- 1 受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、発注者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等（再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)する場合は、事前に発注者の承認を得るとともに、本取扱いに定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。
- 3 受注者は、前（2）の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 受注者は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。
- 6 受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合はこの限りでない。
 - (1) 発注者から預託された個人情報を第三者（再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 発注者から預託された個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - (3) 特定個人情報を取り扱う業務において、受注者（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 発注者は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、発注者が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 受注者は、業務の完了又は契約解除等により、発注者が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに発注者に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により発注者に報告しなければならない。
ただし、発注者が別段の指示をしたときは、受注者はその指示に従うものとする。
- 10 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本取扱いに違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、発注者から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、受注者は当該指示に従うものとする。
- 11 受注者は、発注者から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、発注者が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 受注者は、受注者又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（発注者から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本取扱いに係る違反等があった場合は、これにより環境省又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再受任者等による違反行為を含む。）に関するこの損害賠償義務を排除又は制限するものではない。
- 13 本取扱いの規定は、本契約又は業務に関連して受注者又は再受任者等が発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

添付図面

番号	図面名称	枚数
1	位置図	1
2	飯樋町4（計画平面図2の1・計画断面図2の2・暗渠計画図2の3）	3
3	前田・八和木11（計画平面図3の1・計画断面図3の2・暗渠計画図3の3）	3
4	大久保・外内3（計画平面図4の1・計画断面図4の2・暗渠計画図4の3）	3
5	関根・松塚3（計画平面図5の1・計画断面図5の2・暗渠計画図5の3）	3
6	伊丹沢1（計画平面図6の1・暗渠計画図6の2）	2
7	伊丹沢6（計画平面図7の1・計画断面図7の2・暗渠計画図7の3）	3
8	上飯樋2（計画平面図8の1・計画断面図8の2・暗渠計画図8の2）	3
9	参考図（標準断面図、畦畔等除草面積9の1・遮へい土法面整形9の2）	1
10	参考資料（数量総括表）	10
計		32